

環境法政策レポート



CONTENTS 「環境法政策を読む」

・・・1

「環境法政策を読む」家電リサイクル制度の評価・検討

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG
中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
第36回合同会合

12月8日第36回会合で、家電リサイクル法（H13年4月本格施行）に基づくリサイクルの実施状況等についての報告、次いで、回収率目標達成アクションプラン（H28年3月策定）の取組状況について検討が行われた。

□ 回収率目標達成アクションプランの取組状況について【抜粋】

＜回収率目標の考え方＞

○平成25年度の回収率は約49%（1223.8万台／2500万台）である。ここから

①不法投棄の割合を半減（現状0.4%（9.2万台／2500万台）⇒0.2%）

②国内外のスクラップの割合をできるだけ低減（現状6.4%（161万台／2500万台）⇒0%）

を達成し、①②が全て適正に回収・リサイクルされるとすると、回収率は約7%向上することから、目標水準は56%（平成30年度）とされた。

平成28年度の回収率は50.7%であった。基準年度である平成25年度と比較すると1.7ポイント向上した。アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じていると考えられることから、引き続き、同プランに基づく取組を一層推進していくことが必要。

■義務外品の回収体制の構築に向けた課題と平成29年度の取組

- 「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の回収体制の構築及び「小売業者の引取義務の対象となる廃家電」の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村数は平成29年11月現在で786市区町村（全市区町村の45.1%）であった。
- 人口ベースで見ると回収体制構築等の完了率は76.5%であり、人口の少ない市区町村において取組が進んでいない傾向が見られた。
- （一財）家電製品協会が開設しているウェブサイト「これで解決！家電リサイクル」において、回収体制構築等が完了している自治体のウェブサイトへのリンクを一覧で紹介。

「環境法政策を読む」家電リサイクル制度の評価・検討

≪平成29年度の取組≫

- 調査を見直し、「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」に係る回収体制だけでなく、「小売業者の引取義務の対象となる廃家電」の排出方法に関する周知の仕方についても、市区町村ごとの状況を明らかにするため、新たに質問項目を設けて調査した。
- ヒアリング結果を踏まえて平易かつ簡潔に整理したパンフレットを作成。
- 特に取組が遅れている地域の市町村へ個別にはたらきかけをし、対応。

■家電リサイクルに関連するその他の動きについて

中国による固体廃棄物の輸入規制

- 環境省での取組
当該輸入規制を受けて、国内資源循環の体制整備を確保すべく、プラスチックリサイクルの高度化に資する設備の導入に対する補助の公募を開始した。(公募期間:11月22日～12月22日)
- 中国の輸入規制強化によって発生する可能性がありうる家電リサイクル制度への影響
 - ・雑品輸出ルートへの縮小に伴う家電リサイクルルートの回収率の改善
 - ・廃プラ輸出の縮小に伴う再商品化率の低減

■環境配慮設計(DfE)の取組について (一般財団法人家電製品協会)

家電メーカーは、再商品化施設の協力の下で、リサイクルしやすい製品設計を促進するため、製品のデザイン部門・企画部門・設計部門・調達部門・品質保証部門等を対象とした技術者研修を実施している。

- 自らの設計改善事例(手解体・分別処理の容易化)
液晶式テレビのネジの本数を削減し、本数や位置を示すマークを表示した。
冷蔵庫・冷凍庫は、電子基板を取り付けるプラスチック製の基板ケースに材質を表示し、プラスチックの材質の違いを容易に分別できるようにした。
- 再商品化施設からの要望による改善事例
要望: 冷蔵庫のプラスチック製の透明棚に装着されている金属部品の取り外しを容易にしてほしい。
改善事例: 接合したプラスチックと金属材料から金属材料だけを取り出しやすくした。
- プラスチック再生材の活用事例
液晶式テレビ(背面カバー等)、エアコン(ラインフローファン等)、冷蔵庫・冷凍庫(内部の仕切り等)、洗濯乾燥機(台枠等)に活用した。

環境配慮設計(DfE)の課題

- ・機能性向上との両立
- ・商品性向上との両立

■事業者における留意点

小売業者の義務履行の促進、違法な不用品回収業者・ヤード業者の対策、またアクションプラン以外の不法投棄対策等の取組についても廃家電のフロー全体を把握するため幅広く報告、議論された。今後予定されている家電リサイクル制度の見直しの検討に向けて、リサイクル費用の「前払制度」を求める意見もあり、事業者として、議論の方向性に注視していく必要がある。